

マイナンバーカードと電子証明書には有効期限があります

問 住民課 戸籍係 ☎22-7508



マイナンバーカードと、ICチップに内蔵された電子証明書には有効期限があります。有効期限の確認方法や通知方法などを紹介します。

有効期限を確認しよう

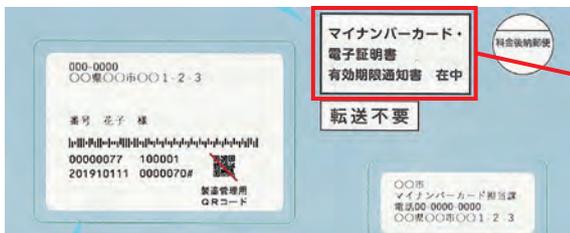
カード発行時点の年齢	カードの有効期間	電子証明書の有効期間
成年 (令和4年4月1日以降は18歳以上)	カード発行から10回目の誕生日まで	カード発行から5回目の誕生日まで
未成年	カード発行から5回目の誕生日まで	



カードの券面で確認できます。カード発行時点で成年の人は、この日付の5年前の日付が電子証明書の有効期限です。

有効期限が近くなったら・・・

カードまたは電子証明書の有効期間満了の約3か月前に、有効期限通知書(水色の封筒)が郵送されます。

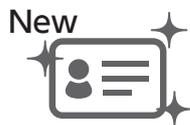


有効期間満了を迎える内容によって記載が変わります。

通知書が届いたら

有効期限通知書の内容を確認し、必要な手続きを行ってください。

マイナンバーカード



新しいカードを申請してください。

電子証明書



役場にカードを持参し、窓口の端末で暗証番号を入力してください。

※電子証明書は2種類あり、それぞれ使う場面と暗証番号が決まっています。

電子証明書の種類	使う場面
利用者証明用電子証明書 (4桁の数字)	マイナ保険証、コンビニ交付など
署名用電子証明書 (6～16桁の英数字)	e-Tax、引っ越しワンストップなど

有効期間を満了したカードと電子証明書は失効し、本人確認や各種サービスを利用できなくなりますので、ご注意ください。マイナンバーカード作成時に電子証明書の内蔵を希望しなかった人も、ICチップを読み込む各種サービスを利用できません。利用を希望される場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカード以外の本人確認書類が必要になります。詳細は、お問い合わせください。